

北海道警察本部告示第437号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年7月1日

北海道警察本部長 伊藤 泰 充

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和7年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- | | | |
|-------------------|---|---|
| (1) 契 | 約 | 令和7年7月1日に一般競争入札の公告を行うスマートフォン630台の通信サービス契約 |
| (2) 資 | 格 | スマートフォン630台の通信サービス契約に関する資格（以下「資格」という。） |
| (3) 特 定 役 務 の 種 類 | | 電気通信サービス |

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気通信事業者として電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条に定める登録又は同法第16条第1項に定める届出を行っている者であつて、北海道内に自ら当該移動通信サービスに係る無線局（基地局）を開設又は運用している者であること。
- (2) 当該通信サービスに関し、契約担当者等が要求する仕様を満たすサービスを供給することが可能であること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和7年7月1日（火）から同年8月6日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道警察のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

- | | | |
|-------|---|-------------------------------|
| (1) 名 | 称 | 北海道警察本部総務部会計課 |
| (2) 所 | 在 | 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 |
| (3) 電 | 話 | 番 号 011-251-0110 内線 2254 |